

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 30.5.11 第 196 回国会第 11 号

5 月 11 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

## 1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 藤原崇君（自民）

- ・成年年齢を引き下げることの意義について法務大臣に伺いたい。
- ・現在、成人式は各地方自治体の判断により行われているが、成人式を行う時期について、国として、統一的な指針を出すべきと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・離婚の際の養育費の支払の終期について、成年年齢が引き下げられることにより、影響を受ける事例があり得るのか法務省の見解を伺いたい。

### 國重徹君（公明）

- ・選挙権年齢の引下げに対応する主権者教育が不十分である現状の下で民法の成年年齢引下げを見据えた教育を実施することに対する懸念を表明した平成 28 年 9 月の全国高等学校長協会の意見がある中、消費者教育を加速させ、その効果を浸透させていく必要があると考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・学校での消費者教育において、実務経験者を外部講師とする授業に大きな効果が期待できる一方、そのための教育現場の負担が大きいとの意見もあることを踏まえ、国としての支援策が必要と考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。

### 松田功君（立憲）

- ・民法の成年年齢の引下げの立法事実として、未成年者取消権の対象となる年齢や親権に服する年齢の上限を引き下げなければならない具体的な不都合や支障が生じているとは言えない現状であるにもかかわらず、本法案により成年年齢を引き下げる改正を行う理由及び目的について、法務大臣に伺いたい。
- ・法制審議会は、民法の成年年齢について、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要で、さらに、これらの施策の効果が十分に発揮され、その効果が国民の意識として現れた段階で引下げの法整備

を行うのが適当であると答申しているが、これまで政府ほどのような施策を行ってきたのか、法務省に伺いたい。

- ・最新の平成 25 年の世論調査では、成年年齢の引下げに反対の意見が圧倒的多数と言える状況であるにもかかわらず、本法案を国会に提出した理由を法務大臣に伺いたい。また、もっと様々な施策を行い、成年年齢の引下げについての国民の理解を得る必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

### 山尾志桜里君（立憲）

- ・成年年齢の引下げの意義や他法律への影響、若年者の自立や保護のための諸施策の内容について、国民への浸透度の調査を、本法案の成立後、平成 30 年度中に行うことを検討している旨の法務大臣の答弁があったが、なぜ改正前の現時点で成年年齢引下げの是非を問う調査を行わないのか、法務大臣に伺いたい。
- ・今国会に提出されている消費者契約法改正案において、事業者が契約締結の勧誘行為を行う際、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めることとしているが、この考慮事項に消費者の生活及び財産を加える修正を行うべきと考えるが、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・法制審議会在「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」で、成年年齢引下げの法整備を行う具体的時期については国民の意識を踏まえた国会の判断に委ねるのが相当であると答申したにもかかわらず、国会の判断がない状況で、内閣が成年年齢引下げの時期を平成 34 年 4 月と決めた理由を伺いたい。

### 階猛君（国民）

- ・心身の成熟度合いという要素は民法の成年年齢を 18 歳に引き下げることの理由に加味されているのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・少年法の適用対象年齢の引下げに賛成の意見が世論の圧倒的多数であり、民法の成年年齢が引き下げられることになれば、少年法の適用対象年齢を 20 歳未満に維持することが困難な

状況になり、なし崩し的に引き下げられてしまうことを危惧しているが、その危惧に対する法務省の見解を伺いたい。

- ・民法の成年年齢の引下げが少年法の適用対象年齢の引下げに影響を与えるおそれがあることから、本法案は慎重に審議を行っていくべきであると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

### 柚木道義君（国民）

- ・子供の略取誘拐を防止するため、警察庁が行う方針であるとしている、市街地や郊外で犯罪リスクが高い場所を割り出して分析し、防犯対策に生かす調査を1日でも早く開始する必要があると考えるが、いつ調査を開始するのか、警察庁に伺いたい。
- ・成年年齢の引下げに伴う若者の消費者被害増加の懸念に対応するため、法務大臣には、消費者契約法改正案の審議の内容も踏まえて、民法改正案の審議やその後の対応に当たってもらいたいと考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・成年年齢の引下げに伴って、クレジットカード契約やローン契約等による18歳、19歳の若者の消費者被害を防止するための具体的対策について、法務大臣に伺いたい。また、18歳、19歳の若者が、成年であることを理由に契約の取消しができないと主張する業者によるAV出演強要等の被害に遭うことを防止するための具体的対策について、内閣府に伺いたい。

### 黒岩宇洋君（無会）

- ・現在の18歳、19歳の若者の精神的・社会的な成熟度について、法務大臣の認識を伺いたい。また、これらの若者が精神的・社会的に未成熟であるとする意見について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・民法の成年年齢の引下げにより、法律上の成年年齢と精神的に成熟する年齢が現在よりもかい離し、若者の間に法律上の成年年齢を迎えても大人になれないという意識が広がることで、「成年」の有する意義が失われるとの懸念があるが、法務大臣の見解を伺いたい。

### 藤野保史君（共産）

- ・成年年齢の引下げにより影響を受ける法律は、数多く多岐にわたり国民生活に多大な影響を及ぼすため、国民的議論や国民の納得が必要であると考えているが、法務大臣の認識を伺いたい。
- ・法制審議会の答申では、成年年齢の引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現され、これらの施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において行うのが相当であるとしているが、法務大臣も同様の認識であるのか伺いたい。

- ・契約取消し時に未成年者であることだけを立証すればよい民法第5条第2項の未成年者取消権は、未成年者を契約の対象としない防波堤になっているが、今回の改正で、18、19歳の者が未成年者取消権を行使できなくなることについての法務大臣の認識を伺いたい。

### 串田誠一君（維新）

- ・本法案施行までの間に作成された離婚調停の調停調書において、子が成年に達するまで養育費を支払うことが合意されている場合には、本法案が施行されて成年年齢が18歳となっても、子が20歳に達するまで養育費を支払わなければならないこととする経過措置を設けることが必要と考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・民法の成年年齢が18歳に引き下げられると、高校3年生で成人に達した生徒が学校で問題を起こした場合に、学校から親に連絡しなくなる可能性があるなどの懸念から、高校卒業までは成人とすべきでないとの意見があるが、民法の成年年齢が引き下げられた場合の学校教育上の対応について、文部科学省に伺いたい。